障がい者医療福祉費支給制度（マル福・マル特）について

マル福とは，茨城県の制度です。マル特とは，東海村独自の制度です。
マル福・マル特制度は，**保険適用分の医療費に対して助成を行うもの**です。保険適用外の費用（予防接種や薬の容器代等）については助成できませんのでご注意ください。
マル福制度には，所得制限（※裏面表参照）があります。所得の判定を行い，**所得制限内**である場合は**「マル福」**，**所得制限を越え，１，０００万円未満の所得**である場合は**「マル特」**となります。

１．対象者

東海村に住所があり，各健康保険に加入している方で，所得制限額に満たない，以下の①～⑧のいずれかに該当する方。

① 身体障害者手帳１級・２級の方
② 身体障害者手帳３級で内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルス・肝臓）のある方
③ 療育手帳マルＡ，Ａの方
④ 身体障害者手帳３または４級でかつ療育手帳Ｂ（知能指数が５０以下）の方
⑤ 特別児童扶養手当１級の方
⑥ 障害年金１級を受給している方
⑦ 精神障害者保健福祉手帳１級の方
⑧ 精神障害者保健福祉手帳２級でかつ身体障害者手帳３または４級または療育手帳Ｂ（知能指数が５０以下）の方

※６５歳以上７５歳未満の一部の方について，後期高齢者医療保険制度への加入が要件となります。

２．助成が受けられる期間

毎年７月１日から翌年６月３０日までの１年更新

３．申請に必要なもの

●加入している健康保険の情報がわかるもの（資格確認書・資格情報のお知らせなど）
●口座番号のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）
●障がいの程度が分かる書類（身体障害者手帳・療育手帳など）
●窓口来庁者の写真つきの身分証明書
●（県外からの転入の場合）所得確認書類（詳細はお問い合わせください）
●（県内からの転入の場合）医療福祉費受給者証交付状況証明書
※なお，未申告等により，所得が確認できない場合は医療福祉制度の助成は受けられません。

４．更新について

毎年６月末に更新があります。所得不明の方を除く受給者全員に，新しい医療福祉費受給者証（以下「受給者証」）をご自宅へ郵送します。
健康保険の情報に変更があった場合や，住所や氏名に変更があった場合は役場窓口への手続きが必要です。
※所得不明の方については，別途通知します。

５．医療機関にかかる場合

＜茨城県内の病院等の場合＞
「マイナ保険証・資格確認書等のいずれか」と「受給者証」を提示してください。
保険適用分については無料になります。

＜茨城県外の病院等の場合＞
茨城県外の病院等で診察を受ける場合は，「受給者証」は使用できません。
医療機関窓口では受給者証を提示せずに，自己負担金をお支払いください。後日，役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

６．その他～こんなときは役場での手続が必要です！

☆ 健康保険の情報が変わった
保険者番号・記号・番号に変更があった場合には，「健康保険情報のわかるもの（資格確認書・資格情報のお知らせなど）」と「受給者証」を持参し，役場窓口までお越しください。

☆ 銀行口座が変わった
口座名義の変更や口座の解約，支店の統廃合等で口座情報に変更があると，医療費の払戻しが遅れることがあります。「口座情報のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）」と「受給者証」を持参し，役場窓口までお越しください。

☆ 受給者証を紛失してしまった
該当の方の氏名や生年月日が分かるものを持参し，役場窓口までお越しください。

☆ 転出することになった
＜茨城県内への転出の場合＞
・転入先で引き続きマル福制度を受けることができます。ただし，東海村で発行する受給者証は，転出日の前日までで利用できなくなりますので，役場へ返却するか，ご自宅で裁断し，破棄してください。
・転出の際，役場窓口にお越しいただき，「医療福祉費受給者証交付状況証明書」の交付を受け，転出先のマル福の担当へ提出してください。
＜茨城県外への転出の場合＞
・マル福制度は転出日の前日までで利用できなくなります。受給者証は役場へ返却するか，ご自宅で裁断し，破棄してください。※転出後，東海村の受給者証をご使用になった場合は，返金していただくこと　になりますのでご注意ください

表　「所得制限額」

扶養親族数	本 人	配偶者・扶養義務者
０人	５１２万９，０００円	６２８万７，０００円
１人	５５０万９，０００円	６５３万６，０００円
２人	５８８万９，０００円	６７４万９，０００円
３人以上	扶養親族が１人増えるごとに，３８万円を加算。	扶養親族が１人増えるごとに，２１万３，０００円を加算。

※上記表の金額以上で１，０００万円未満の所得がある場合は，東海村独自の医療費助成制度（マル特）に該当となります。所得が１，０００万円を超える方は，医療費の助成を受けることができません。

申請をすると医療費がもどります

★下記の場合は，領収書による医療費の払い戻し申請が必要です

①入院をしたとき

払い戻される医療費：食事療養標準負担額，生活療養標準負担額（食費のみ）

東海村では独自の制度で，入院時の食事代の助成をしています。

②県外の医療機関にかかったとき

払い戻される医療費：自己負担金（１割・２割・３割の医療費）

③医師の指示により，補装具，弱視用のメガネ等を作成したとき

医師の指示により，補装具，メガネ等を作った場合，加入している健康保険（以下「保険者」）へ保険の適用を申請し，認定されれば，保険者負担分（医療費の７割・８割・９割）の医療費の払い戻しが受けられます。自己負担分（医療費の１割・２割・３割）は，役場への申請により払い戻しされます。

まず，必要書類（領収書・医師の証明書など）を揃え保険者へ申請し，**「保険者からの返還金額を確認できる書類」（支給決定通知など）**と，**「保険者へ申請した書類の写し」**を添えて役場へ申請してください。

※　限度額がありますので，全額支給されるとは限りません。

申請に必要なもの

●受給者証

●領収書の原本（日付・受診者名・保険点数等の分かるもの）

※　領収書は原則，**原本を添付してください。**

医療費控除等のために手元に残しておきたい場合は，必ず**原本とコピーをお持ちください。**

申請書へコピーを添付し，原本に医療費請求済みの印鑑を押してお返しします。

※　領収書のコピーは，必ず各自でご用意願います。役場１階売店前にも複写機（有料）がございます。

※　**高額な医療費を支払った場合**は，保険者に**高額医療費・附加給付金の申請**をした後，「払い戻しされる金額が確認できる書類」（支給決定通知など）と「領収書」を持参してください。役場からは，保険者から支給された高額医療費・附加給付金を差し引いた金額をお振り込みします。

診療月の翌月以降に申請をお願いします

払い戻しの申請の際に記入していただく申請書は，必ず１ヵ月分の領収書につき申請書を１枚記入していただきます。領収証は受給者ごとに区分けし，ひと月分にまとめた状態で持参してください。診療月から５年以内は申請が可能です。　【例】４月診療分➔５月以降に申請

こんなときは，制度が使用できない場合があります

●交通事故などの第三者によるけがの治療で医療機関を受診する場合

第三者によるけがや病気で医療機関を受診する場合は，まず，保険者へ保険適用で治療を受けてよいかを確認してください。保険適用の治療ができる場合には，受給者証も使用することができます。その際は必ず役場へ連絡してください。

■問い合わせ■
東海村役場 福祉部 保険課 医療保険担当
（役場行政棟１階２番 医療福祉の窓口）
℡ ０２９－２８２－１７１１